

犬の登録と狂犬病予防注射

圏環境衛生係 Tel 74-4769



狂犬病予防法により生後 91 日以上すべての飼い犬には、市への登録と毎年 1 回の予防注射が義務付けられていますので、忘れずに済ませてください。なお、昨年度まで実施していた巡回による予防注射については、担当していた病院の閉院により、今年度は実施しません。

★こんな時には環境衛生係へ届け出を★

- 犬を新しく飼ったとき（登録手数料 3,000 円を持参）
- 狂犬病予防注射をしたとき（注射済証と注射済票交付手数料 550 円を持参）
- 犬を飼っている所在地が変わったとき
- 飼い主の住所や氏名が変わったとき
- 他人に危害を加えたとき
- 犬が死亡したとき

※マイクロチップが入っていても転入などで住所変更などがあった場合は市役所に届出が必要となります。



★守ろうペットマナー★ 人とペットが幸せに暮らすために…

▶ ペットのフンは飼い主の責任です

道端にペットのフンが後始末されずに残されていることがあります。ペットの散歩に出かけるときはビニール袋などを持ち、必ずフンを持ち帰るようお願いいたします。

▶ 犬の放し飼いはやめましょう

運動のために一時的に犬を放す方がいます。慣れている犬でも他人に危害を加える場合がありますので、放し飼いはしないでください。

また、年間を通じて野犬掃とうを行っています。首輪などでつながれていない犬はすべて野犬とみなし捕獲しますので、定期的に首輪などの点検を行ってください。

新婚さんの新生活を応援します！

圏子育て支援係 Tel 74-8369



新婚世帯を対象に、新居の住居費や引越し費用などの一部を助成します。

● 対象 次の条件をすべて満たす世帯

- ・ 令和 8 年 1 月 1 日～同 9 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦共に 39 歳以下であること
- ・ 令和 8 年 1 月 1 日～同 9 年 3 月 31 日までの間に、住居費および住宅リフォーム費の対象となる住居の住所に転入または転居の届出をしていること
- ・ 前年の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること
※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返済額を控除します
- ・ 過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと
- ・ 申請時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料などの滞納がないこと
- ・ 他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと
- ・ 夫婦共に子育てなどに関する講座を受講すること



● 補助金額

- ・ 夫婦共に 29 歳以下の世帯：最大 60 万円
- ・ 夫婦の一方または両方が 30 歳～39 歳の世帯：最大 30 万円

● 申込 令和 9 年 3 月 31 日まで

対象となる経費



※令和 8 年 4 月 1 日～同 9 年 3 月 31 日までの間に支払ったもの